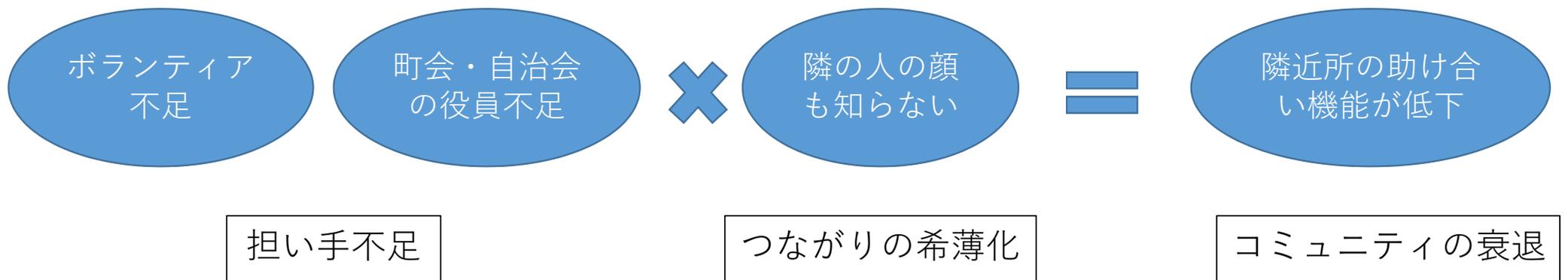


重層的支援体制整備事業について (事業概要)

令和6年8月6日
船橋市役所 福祉政策課

近年の社会情勢

- 少子高齢化や核家族化が進行する中で社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっています。



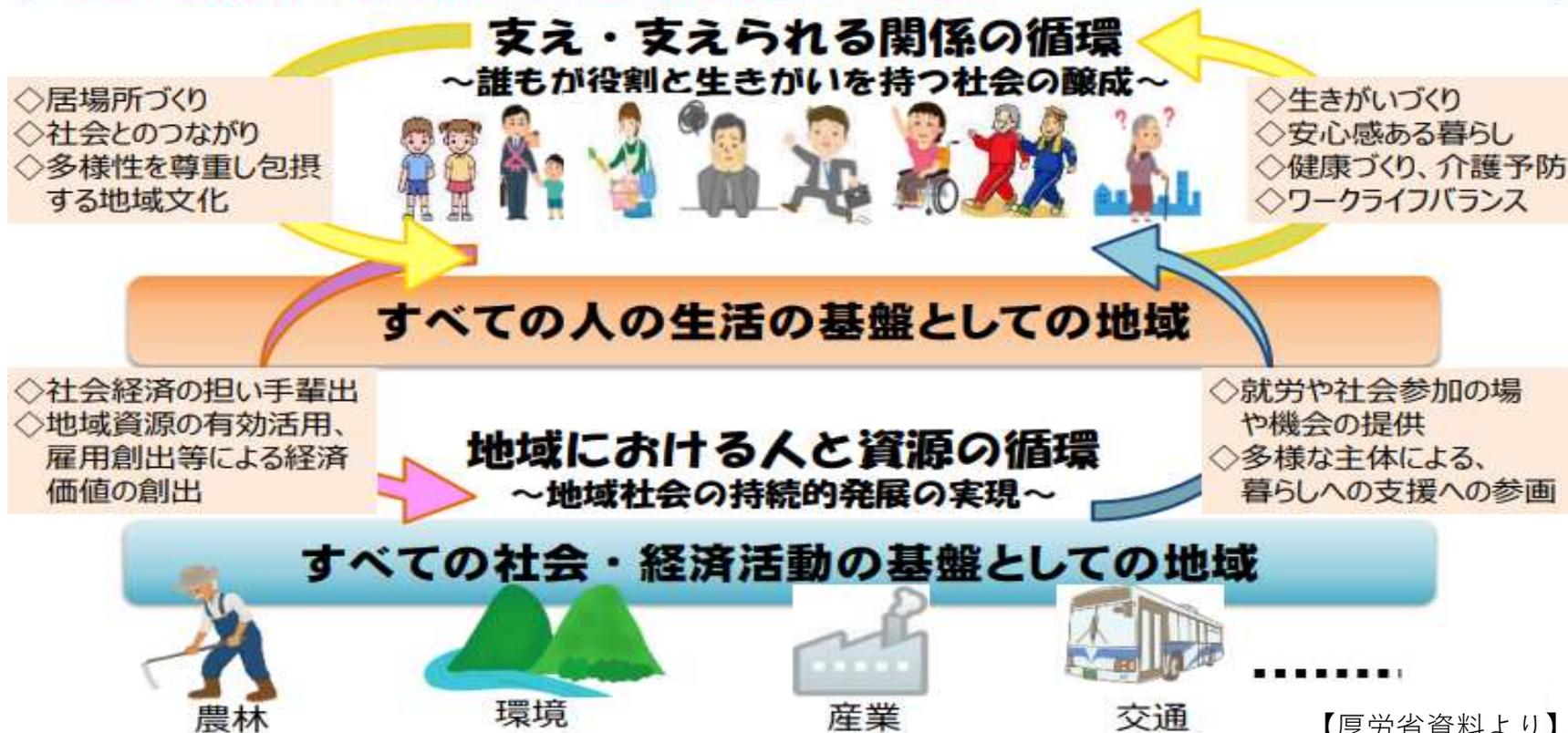
新たな課題が生じている

- 8050問題 80代の親と50代のひきこもりの子の世帯
- ダブルケア 育児と介護を同時に担う
- ヤングケアラー 本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行う

複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

地域共生社会

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- 住民や支援者という「人」だけでなく、地元企業など、そこに存在するすべてが「地域」
- 人と人の関係だけでなく、人と地域でも支える、支えられるという関係があるとよい

重層的支援体制整備事業の創設

- 地域共生社会を実現するための事業
- 令和3年4月1日社会福祉法改正
- 船橋市では令和5年度から取り組み開始

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施)

Ⅰ 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
 - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
 - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

【厚労省資料より】

こんな人が相談に来たとき（相談支援）

相談者の主張

- ・ 夫は5年前に他界し、ひとりで子供を養っているが、じっとしているのが苦手で落ち着きがなく困っている。
- ・ 近所に住んでいる高齢の両親に子供の面倒を見てもらいたいが、家のごみ屋敷状態で家に人は呼べない。
- ・ いろんなところに借金していて、税金も払っていない。
- ・ なぜかお金がいつも足りない。



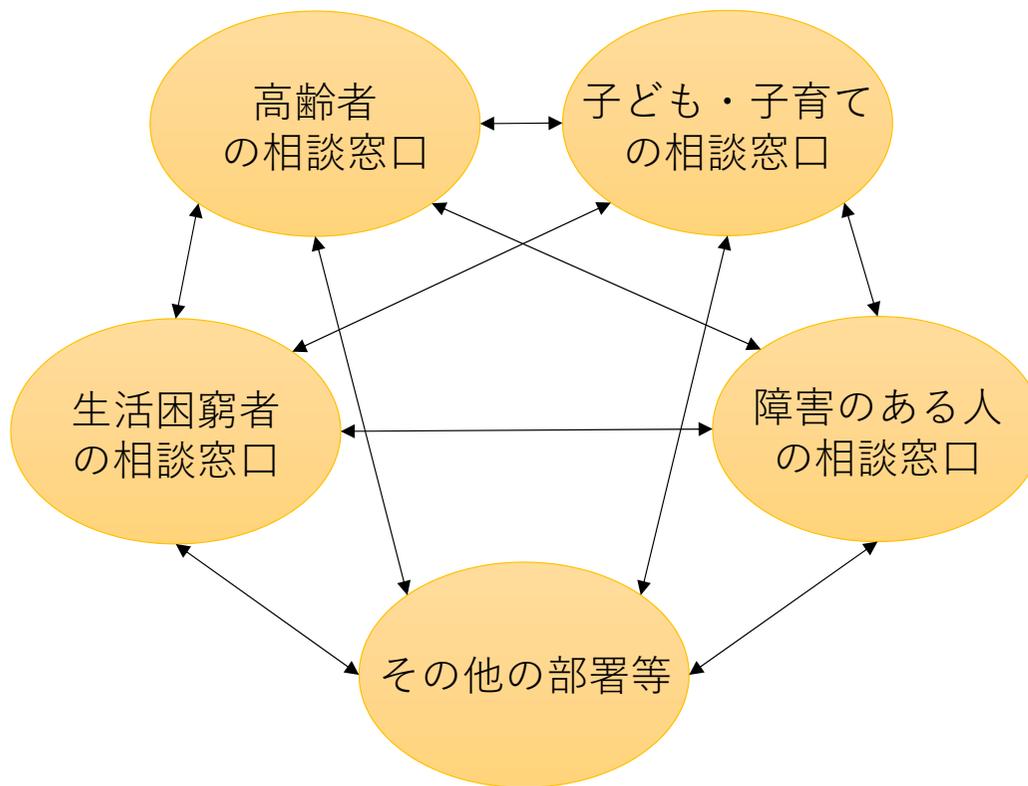
こんな人が相談に来たとき（これまで）



これまでの相談支援は、多くの困りごとを抱えた相談者は各制度の相談窓口に個別に相談しなければなりませんでした。

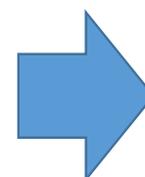
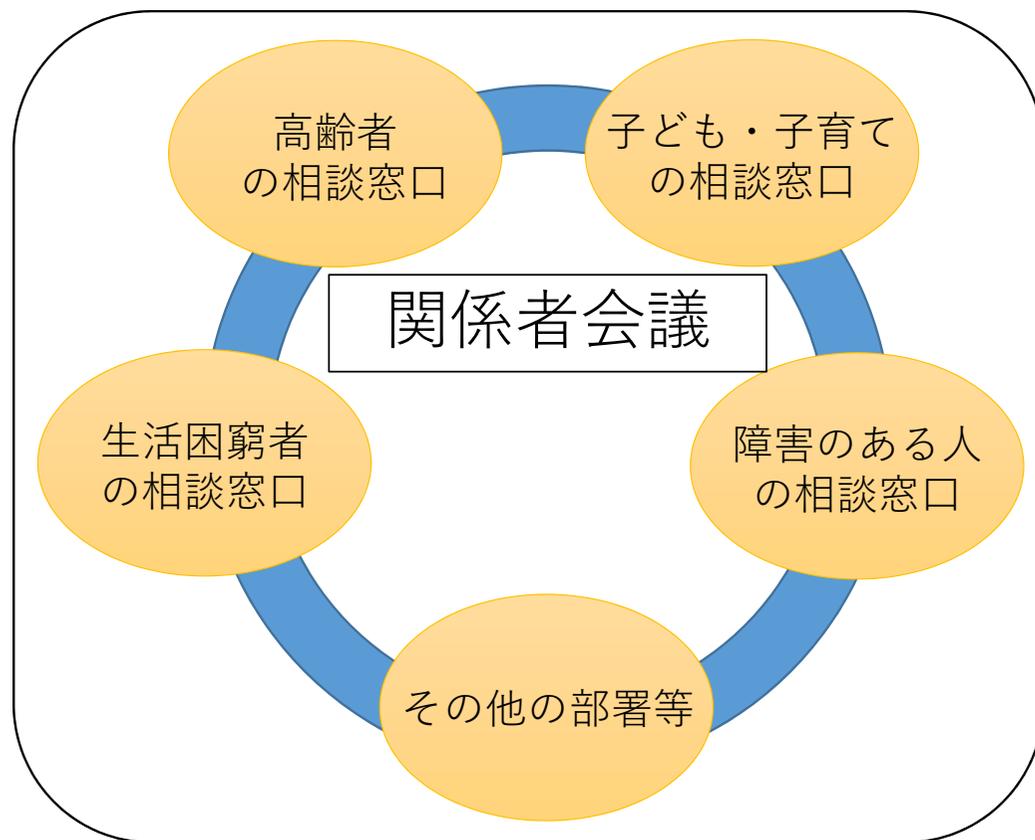
こんな人が相談に来たとき（これから）

一つの窓口で、制度外の相談も受けてくれた



既存の相談窓口で世代や属性を問わず相談を受け止め、相談窓口同士の連携で課題の解決に努めます。

こんな人が相談に来たとき（これから）



必要な支援が受けられるようになる

相談窓口同士の連携では解決が難しいケースについては、関係機関を一堂に集めた会議を開催し、支援方針の検討を行います。

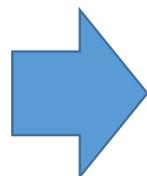
こんな場合は伺います



ひきこもっている人



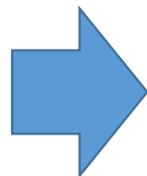
長い距離の移動が難しい人



自宅



近所の公民館



相談

参加支援

参加支援事業の支援対象者



既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

【厚労省資料より】



集まりが嫌いな高齢者



精神疾患の母と不登校気味の子ども
ひとり親世帯



地域に出て行けずに孤立してしまっている人などに対し、社会とのつながりをつくるための支援を行う

参加支援

就労準備支援事業

※「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」と船橋市社会福祉協議会で現在行っている事業



働く意欲や自信を失ってしまった、人とコミュニケーションがうまく取れないなど、すぐに一般就労をすることが難しい人に対して、一般就労に向けた基礎能力を養うための支援を行います。

下記のようなことをしています

- ・グループワーク
- ・内職作業(シール貼りや梱包作業などの軽作業)
- ・地区社会福祉協議会などのボランティア活動への参加
- ・就労体験(市内の事業所における就労体験)
- など

期待される効果

- ・生活習慣形成や社会参加、就労訓練を行い「日常的な自立」、「社会的自立」、「経済的自立」を支援し一般就労に就くための基礎的な能力を習得できる。
- ・地区社会福祉協議会のボランティア活動や協力企業での就労体験を行うことで、生活困窮者の社会参加を達成する。

就労準備支援事業の風景

赤い羽根共同募金お願いの様子



しおりづくりの様子



地域づくり支援



シルバーリハビリ体操
アクティブシニア介護予防



児童ホーム
子育て支援センター

既存の実施事業を
活用しつつ、
新しい交流の場や
居場所の確保につ
いて検討します。



地域活動支援センター



地域福祉支援員

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)

① 包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める
- ・適切な部署へのつなぎ、連携により解決を図る



【主な相談窓口の例】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」、子育て支援センター 他

新規

② 多機関協働事業

- ・役割分担・各分野へのつなぎ調整
- ・情報収集、直接話を聞く
- ・複合的課題を抱えた人等の個別の支援プラン作成

調整役：地域福祉課・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」



新規

③ アウトリーチ支援



Ⅱ 参加支援 新規



- ・ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ



- ・就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)
- ※現行は生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

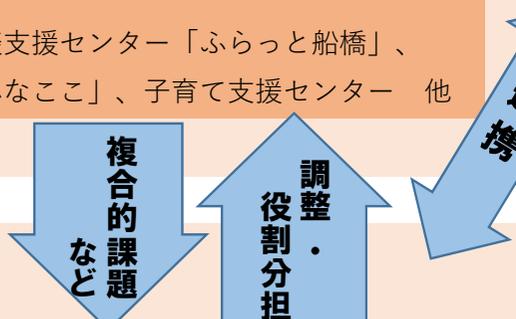
Ⅲ 地域づくり支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり



- ・地区社協活動拠点整備、生活支援コーディネーターの配置、地域福祉支援員の配置 (地域福祉課)
- ・地域活動支援センターへの補助 (障害福祉課)
- ・地域活動支援センター設置 (保健総務課)
- ・シルバーリハビリ体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (健康づくり課)
- ・地域子育て支援センター設置 (地域子育て支援課) 他

Ⅰ 相談支援



誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。

ご清聴ありがとうございました。

